

## 様式1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会	
評価対象事業年度	年度評価	平成29年度(第3期)
	中期目標期間	平成25～29年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	内閣総理大臣		
法人所管部局	内閣府北方対策本部	担当課、責任者	北方対策本部参事官
評価点検部局	内閣府大臣官房政策評価広報課	担当課、責任者	内閣府大臣官房政策評価広報課長
主務大臣(融資業務のみ)	内閣総理大臣及び農林水産大臣		
法人所管部局	内閣府北方対策本部 水産庁漁政部水産経営課	担当課、責任者	北方対策本部参事官 齊藤 馨 水産庁漁政部水産経営課長 清水 浩太郎
評価点検部局	内閣府大臣官房政策評価広報課 農林水産省大臣官房広報評価課	担当課、責任者	内閣府大臣官房政策評価広報課長 河田 浩樹 農林水産省大臣官房広報評価課長 前田 剛志

3. 評価の実施に関する事項
独立行政法人北方領土問題対策協会の自己評価に対して、有識者の意見を踏まえつつ「独立行政法人北方領土問題対策協会の評価に関する基準」(平成27年6月12日内閣総理大臣決定)に基づき、主務大臣の評価を実施した。また、評価の点検を行うに際しては、内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会及び国立研究開発法人審議会水産部会を開催し、意見を聴取した。

4. その他評価に関する重要事項
特になし

様式 1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	B (※平成 25 年度の業績評価については改正前の独立行政法人通則法に基づき実施されたものであり、単純比較はできない旨付言する。)	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
		A	B	B	B	B
評価に至った理由	評価基準に基づき、項目別評価は17項目中、Bが16項目であること及び全体の評価に影響を与える事象の程度等を考慮し、Bとした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	全体として概ね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。特に、日露両首脳の合意に基づく初めての航空機による特別墓参を実施主体として実現させるとともに、旧漁業権者等への低利融資については、法目的を踏まえ、介護に必要な資金を新たに融資メニューとするなどの見直しを行った。その他、業務経費及び一般管理費の経費削減についても所期の数値目標を達成するなど、業務運営の効率化等にも努めた。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	平成 29 年度において、元嘱託職員から時間外労働の未払賃金請求を受け、未払賃金を支払うという事案が発生したことから、内部統制の項目別評価はCと評価した。当該事業を受けて、嘱託職員に係る超過勤務手当等について疑義が生じないよう必要な規程の改正を行い、再発防止に努めたことが認められたことから、全体の評価を引き下げるまでには至らないものと判断した。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	第 4 期中期目標においては、従前の目標からアウトプット視点で目標を設定しているため、業務内容や資源配分の見直しを行いつつ、第 4 期目標の達成に向けて体制を整え、目的志向で業務の遂行に当たっていただきたい。
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
その他特記事項	特になし

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	25年度 (※)	26年度	27年度	28年度	29年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1) 国民世論の啓発							
①北方領土返還要求運動の推進	A	B	B	B	B	I-(1)-①	
②青少年や教育関係者に対する啓発の実施	A	B	B	B	B	I-(1)-②	
③北方領土問題にふれる機会の提供	A	B	B	B	B	I-(1)-③	
(2) 北方四島の交流事業	A	B	B	B	B	I-(2)	
(3) 北方領土問題等に関する調査研究	A	B	B	B	B	I-(3)	
(4) 元島民の援護	A	B	B	B	B	I-(4)	
(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	A	B	B	B	B	I-(5)	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	25年度 (※)	26年度	27年度	28年度	29年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
一般管理費の削減	A	B	B	B	B	II-1	
業務経費の効率化	A	B	B	B	B	II-2	
人件費の適正化	A	B	B	B	B	II-3	
一般競争入札の実施	A	B	B	B	B	II-4	
内部統制	A	B	B	B	C	II-5	
運営費交付金金額策定	A	B	B	B	B	II-6	
III. 財務内容の改善に関する事項							
一般業務勘定	—	—	—	—	—	III-1	
貸付業務勘定	A	B	B	B	B	III-2	
IV. その他の事項							
重要な財産の処分等に関する計画	A	B	B	B	B	IV-1	
剰余金の使途	—	—	—	—	—	IV-2	
施設及び整備に関する計画	B	B	—	—	—	IV-3	
人事に関する計画	A	B	B	B	B	IV-4	
中期目標期間を超える債務負担	—	—	—	—	—	IV-5	
情報セキュリティ対策	A	B	B	B	B	IV-6	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

平成 25 年度業務実績評価は改正前の独立行政法人通則法等に基づき、独立行政法人評価委員会による評価が行われていたため、単純比較はできない。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-（1）-①	北方領土返還要求運動の推進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0151

2. 主な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
事業等の回数	年間 100 回以上	148 回	144 回	146 回	143 回	151 回	150 回
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
予算額（千円）			588,600	527,644	518,574	539,990	524,439
決算額（千円）			598,034	489,439	452,777	442,725	426,571
経常費用（千円）			578,574	477,746	438,070	435,999	423,403
経常利益（千円）			－	－	－	－	－
従事人員数			3 人	2 人	4 人	4 人	4 人

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、返還要求運動を推進する関係団体との連携を図り、全国における各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多く都道府県等において適切になされるよう引き続き、全都道府県に働きかけるもの	幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等との連携を図り、全国において各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多く都道府県等において適切になされるよう引き続き全都道府県に働きかける。これらの活動水準を 100 回以上に維持するとともに、支援内容が適切なものとなるよう努める。また、推進委	(7) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議（以下「県民会議」という。）並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会（以下「北連協」という。）及び北連協加盟団体等の実施する以下の事業等が年間 100 回以上に保たれるよう適切な支援を行う。 また、これらの事業の実施による効果は、事業の実施件数、内容の充実状況、参加数等の状況及び各種大会や講演会等の各事業統一的なアンケートを事業参加者に対して実施するなどして、適切に把握するよう努める。また、これらの結果や、政府が実施する世論調査の結果を活用し、性別や年齢、参加経験等、多角的に国民の	<主な定量的指標> 北方領土返還要求全国大会を始め、各種事業等を年間 100 回以上開催したか  <その他の指標> 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣したか 都道府県推進委員全国会議等の会議を開催したか 助成の支援条件、審査方法は適切か 各事業統一的なアンケートを事業参加者に対して実施したか	<主要な業務実績> 支援状況については、北方領土返還要求全国大会の開催、県民会議、北連協等が実施する事業に対し、啓発資料・資材の提供、啓発パネル・ビデオの貸与、講師派遣、経費等の支援を行い、平成 29 年度においても、100 回以上の水準を維持した。 支援条件として、返還要求運動の事業内容が、北方四島（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという政府の北方領土問題への基本的立場に合致していることとし、費用対効果を十分考慮に入れるとともに、常に節約を心がけ効率的、効果的な事業実施が行われるように、事業内容、規模、過去の実績等が支援条件に合致しているかを確認している。 また、支援を行った事業については、事業終了後に各実施団体から、参加人数、参加者の反応、事業における新たな取組状況等を記載する事業実施報告書の提出を受け、事業の効果を適切に把握するよう努めた。全国の県民大会や講演会等には、約 9,900 人の参加があり、県民会議の収集した返還要求署名数は約 460,000 人に上るなど、返還運動を推進した。	評価 B  <評価に至った理由> 事業実施の支援については、各都道府県に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議や民間団体等で組織される北連協等が実施する事業に対する支援を年間 150 回実施しており、中期目標等に定められた年間 100 回以上の水準を昨年度に引き続き維持していることから、計画を着実に遂行していると認められる。この結果、全国の県民大会や講演会等には約 9,900 人の参加、約 460,000 筆の署名が集まるなど返還運動への寄与が認められる。また、道東地域を始めとする民間企業へ協力要請を行い、観光案内所、バスターミナル等への啓発ポスターの掲示や、バス車内等への啓発パンフレットの設置などの協力を得ており、啓発活動における新たな連携構築への取組が認められる。	

<p>とする。これらの活動の水準は 100 回以上を維持する。また、返還要求運動を強化するため、民間企業と連携した啓発活動についても検討するものとする。</p> <p>これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施状況、これらの事業への国民の参加状況や、実施事業の啓発効果について前中期目標期間に検討した新たな指標も活用して把握するとともに、北方領土問題に関する国民世論が全体としてどの程度形成されているかも含め、これらの結果を活用して、複数の視点から多角的に国民の関心度を測定・分析した上で、啓発事業の改善に資するものとする。</p> <p>また、保有する北方領土返還運動のための啓発施設について、保有目的に照らして更なる有効活用を図る。</p>	<p>員の適切な配置及び必要な情報の提供に努め、各都道府県との連携を緊密にする。更に、返還要求運動を強化するため、民間企業と連携した啓発活動についても検討する。</p> <p>これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施件数、内容の充実状況、参加数等の状況及び新たな指標として各種大会や講演会等の各事業統一的なアンケートを事業参加者に対して実施するなどして、適切に把握するよう努める。また、これらの結果や、政府が実施する世論調査等の結果も活用し、性別や年齢、参加経験等、多角的に国民全体の関心度を測定・分析した上で啓発活動の改善に資するものとする。</p> <p>「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用を図られるよう検討する。</p>	<p>関心度を測定・分析した上で啓発活動の改善に努める。</p> <p>(i) 北方領土返還要求全国大会（2月7日「北方領土の日」開催場所：東京）</p> <p>(ii) 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等</p> <p>(iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地（根室市）集会、研修会等</p> <p>(iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求に関わるその他の啓発活動</p> <p>(イ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。</p> <p>(ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。</p> <p>(エ) 以下の会議を招集するとともに、必要に応じ北連協及びその加盟団体等の今年度の計画、総括・見直し、課題等に対して助言や支援を行う。</p> <p>○都道府県推進委員全国会議（東京／4月）</p> <p>○都道府県民会議代表者全国会議（11月開催予定）</p> <p>○ブロック幹事県担当者会議（11月、3月開催予定）</p> <p>○県民会議ブロック会議（6ブロック）</p> <p>(オ) 根室地域の啓発施設については、啓発効果の一層の向上を図る観点から、施設の設備整備等を行う。また、啓発施設に設置の意見箱の内容を集約し、施設の有効活</p>	<p>啓発事業の効果について事業実施団体から報告を受けたか</p> <p>アンケートを踏まえ国民の関心度等を測定・分析したか、また、分析の上で啓発活動の改善のために検討したか</p> <p>都道府県推進委員全国会議等の各種会議の目的を達成することができたか</p> <p>推進委員制度等を活用した情報共有の効果はあるか</p> <p>北方館等の啓発施設は保有目的に照らして有効に活用されたか</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強く国民運動を展開する上で資するものか</p>	<p>また、今中期計画期間中に検討を行った民間企業と連携した啓発活動については、平成28年末に山口及び東京で開催された日露首脳会談を受けて注目された北海道道東地域への観光客の増加予想を好機と捉え、道東地域を始めとする民間企業へ協力要請を行い、観光案内所、バスターミナル等への啓発ポスターの掲示や、バス車内等への啓発パンフレットの設置などの協力が得られた。</p> <p>アンケート結果では、関心の深まりは、80%以上の水準を保っているが、若年層や女性の参加者を増加させることが、今後とも課題であることから、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」を活用したキャラクターグッズ等の制作・配布を行い、各事業において、親しみやすい啓発活動の実施を行った。</p> <p>さらに、県民大会、講演会では、元居住者の体験談と啓発DVD「ジョバンニの島」の上映を組み合わせた、交流事業等に参加した青少年の報告をプログラムに取り入れることや、開催時期を青少年が参加しやすい時期に変更するなどの見直しを行った。</p> <p>講師派遣については、県民会議、北連協が開催した県民大会、研修会・講演会等にロシア・北方領土問題等の研究者、報道解説委員、また、元島民の高齢化を鑑み、貴重な経験を語り継いでいくことが重要であると考え、元島民等を講師として派遣することを推進した。</p> <p>推進委員制度については、地域における返還要求運動を効果的、効率的に実施するため、協会、県民会議、都道府県等の緊密な連携を図るためのパイプ役として、都道府県知事の推薦を得て理事長が任命した推進委員を47都道府県に配置し、協会から毎月の返還要求運動団体の行事予定、最近のロシア情勢に関する資料を提供するとともに、推進委員全国会議において、当該事業年度の事業計画、活動事例等を説明・報告するなど、協会と推進委員間の情報の共有化を図った。その結果として、国民世論の啓発において、協会、県民会議及び都道府県が一体となって、全国で100回を超える各種事業を毎年滞りなく実施できている。</p> <p>また、四島交流事業においても、訪問団員の取りまとめや受入事業をスムーズに実施するための土台作りなど、協会の事業を円滑に実施できるよう活動している。</p> <p>都道府県推進委員全国会議の実施について、協会の事業計画の周知を図り、県民会議の事業計画との役割分担を明確にするとともに、事業実施に当たっての問題点をお互い</p>	<p>統一的なアンケート調査の実施等により、20～30代の参加者、女性の参加者を増加させることが課題であると分析し、より効果的な返還要求運動の推進に向けた検討を行い、取り組もうとしている姿勢が認められる。</p> <p>推進委員等を通じて各地域間の情報共有や啓発活動の改善に向けた努力も認められる。</p> <p>また、県民会議等が実施する事業等への研究者、実務家、元島民等を講師としての派遣実績も認められる。</p> <p>都道府県推進委員全国会議等の会議についても計画どおり開催されており、これらの会議等においてはおおむね高い評価を得ており、高い意義があることが認められる。</p> <p>北方館等の啓発施設については、「意見箱」に寄せられた来館者を対象としたアンケートでも来館者の多くが有意義なものだった（92.8%）と評価している。</p> <p>以上のように、粘り強く国民世論の啓発に取り組んでいることが認められる。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>第4期中期目標においては、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に重点を置くことなど第4期中期目標に基づき、業務見直しも行いつつ、目的に照らしてより効果的な取組を推進していくことが重要。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
---	--	---	---	---	--

		<p>用が一層図られるよう検討する。</p>		<p>共有し、事業の円滑な実施と効果的・効率的な推進を図っている。</p> <p>都道府県民会議代表者全国会議の実施については、2月の強調月間での啓発事業等の方針を確認するとともに、教育者会議及び四島交流事業の今後の課題について意見交換を行うことで、今後の返還運動及び四島交流事業の効果的・効率的な実施を図っている。</p> <p>ブロック幹事県担当者会議の実施については、都道府県民会議ブロック幹事県の代表者が一堂に会し、協会及び県民会議の事業計画・報告、返還運動の課題と問題点及び次年度の返還運動等について協議することにより、協会の事業計画等を各県ブロックの幹事県である県民会議へ周知するとともに、各ブロック内県民会議の問題点を共有することができた。なお、幹事県は、ブロック内の県民会議に本会議の内容等を周知・報告することとなっている。</p> <p>県民会議ブロック会議(6ブロック)の実施については、各県民会議を6ブロックに分け、ブロック内の協力・連携を強化するとともに、課題等を協議するためのブロック会議を内閣府、都道府県民会議、都道府県主管課、推進委員等の出席を得て開催した。この会議では、ブロック内の各県民会議事業の周知、また、問題点などについて活発な意見交換が行われ、県民会議間の連携・強化及び情報の共有が図られた。</p> <p>北方領土の視察に訪れる者に北方領土問題に対する一層の理解と認識を深めてもらうため、北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の展示物等の更新、維持管理を行い、「北方領土を目で見る運動」の推進を図った。</p> <p>また、施設の更なる充実を図るため、各施設に設置している意見箱において、来館者から施設・展示物等に対する感想、要望等のアンケートを収集した結果、92.8%の来館者から「大変有意義だった」、「有意義だった」との評価を得ることができた。</p> <p>引き続き、来館者からの意見を踏まえつつ、施設の有効活用が行われるよう努力したい。</p>	
--	--	------------------------	--	--	--

4. その他参考情報

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-（1）-②	青少年や教育関係者に対する啓発の実施		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0151

2. 主な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
予算額（千円）			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数
決算額（千円）			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数
経常費用（千円）			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数
経常利益（千円）			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数
従事人員数			3人	2人	4人	4人	4人

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
次代の返還要求運動を担う青少年や教育関係者に対し、北方領土問題に関する研修会の開催等を行う。なお、事業実施に当たっては、研修会等へ参加した青少年の事後活動を推進、支援すること	返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。 なお、事業実施に当たっては、研修会等へ参加した青少年の事後活動を推進・支援するなどして、効果的な事業実施	(7) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、以下の事業を実施する。 従前から実施している事業については、前年度の各事業に対する参加者の意見等を踏まえ、内容の充実に努める。 なお、事業に参加した青少年には、事後活動の結果報告の提出を県民会議に依頼するなどして、事後活動の推進を図るものとする。 また、協会が主催する事業については、アンケートを実施（北方少年交流事業を除く。）	北方少年交流事業等各種事業を実施したか 「北方領土問題教育者会議」の設置の働きかけを適切に行い、それを受け、会議の新たな設置があったか 教育者会議全国会議を開催したか 前年度事業への意見等を踏まえた改善・プログラム充実が図られたか 各種事業に参加した青少年の事後活動	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>青少年や教育関係者に対する各種事業の実施について、現地研修会の開催では、全国の青少年・教育関係者等を返還要求運動原点の地・根室市に招集し、北方領土問題等についての研修を通じて、本問題への理解と関心を深めてもらうとともに、学校教育現場における北方領土教育の一層の充実に生かしてもらうことを目的として、「北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会」を開催した。</p> <p>現地研修会では、過去のアンケートの要望等を受け、現地根室に出来ないプログラムとして、郷土学習の観点から「根室地域の歴史と自然」と題した『歴史と自然の資料館』の学芸員の方からの講演や、ジョバンニの島の上映、元島民の体験談等をプログラムに盛り込むとともに、北方領土隣接地域での先進的な実践授業として地元の教育指導者による「北方領土模擬授業」などをプログラムに盛り込み、充実に図った。</p> <p>全国の大学生等を根室市に招集し、北方領土問題を正しく理解してもらうことを目的とした「北方領土ゼミナール」では、有識者による講義、北方領土元居住者の講話、北方領土関係施設の視察を通し、知</p>		<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>年度計画記載の北方少年交流事業、北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会、北方領土問題学生研究会等の事業については、計画どおり実施していることが認められる。</p> <p>「北方領土ゼミナール」において、グループ発表を中心として活発な意見交換を促すとともに、体験活動も取り入れるなどの工夫も見られる。</p> <p>また、事後活動の推進に関しては、北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会、北方領土問題学生研究会などでは、アンケートの実施や参加者へ報告書の提出を求めていることに加え、県民大会等の場において派遣報告の</p>	

<p>などによって、返還要求運動への継続的な参加について工夫するものとする。</p> <p>また、北方領土問題教育者会議の設置について引き続き全都道府県に働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックする。</p> <p>研修会の開催等による効果や、同会議による成果の測定に当たっては、前中期目標期間に検討した指標の活用も図っていくものとする。</p> <p>次代の返還要求運動を担う青少年や教育関係者に対して、北方領土問題に関する研修会の開催等を行</p>	<p>に努め、返還要求運動への継続的な参加を促すよう努める。</p> <p>また、協会が主催する事業については、アンケート調査を実施し、参加者の反応の状況を把握するとともに、年齢、性別、参加経験等を踏まえた分析等をした上で、意見を事業に反映させるように努める。</p> <p>学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設置と活動に対して全都道府県に引き続き働きかけるとともに、教育者会議へのアンケート等を実施することで、その活動状況を把握し、同会議での成果を教育関係者にフィードバックするよう努める。</p> <p>返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進</p>	<p>し、参加者の反応の状況を把握するとともに、年齢、性別、参加経験等を踏まえた分析等をした上で、次年度事業に反映させる。</p> <p>○北方少年交流事業（対象：北方領土元居住者の3世等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）等関係大臣に対し、早期解決を訴える。</li> <li>・同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。</li> </ul> <p>○北方領土問題青少年現地研修会（対象：中学生、高校生／根室市）</p> <p>○北方領土問題教育指導者現地研修会（対象：中学校社会科担当教諭等／根室市）</p> <p>○北方領土ゼミナール（対象：大学生／根室市）</p> <p>○北方領土問題学生研究会（対象：大学生／原則年2回）</p> <p>○北方領土問題に関するスピーチコンテスト（対象：中学生）</p> <p>○えとぴりか巡回研修事業</p> <p>(イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的とする「北方領土問題教育者会議」の設置について未設置の県に対しては、各県の状況等を踏まえつつ、既設置の都道府県における設置経緯、規約及び活動事例等の情報提供といった働きかけ・協力を引き続き行うとともに、既設立会議については、北方領土に関する学習会、パネル展、作文コンクール等をはじめとする事業の実施に対し</p>	<p>を推進したか</p> <p>協会が主催する事業や北方領土問題教育者会議の参加者から次回以降の事業内容の改善に役立つアンケートを実施したか</p> <p>設立済みの教育者会議への支援状況及び内容は有益であったか</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>返還要求運動の「後継者対策」に資するものか</p>	<p>識の定着を図った上、パワーポイントを用いたグループ発表を他のグループが投票で評価付けする形式にして、参加学生による活発な意見交換がなされるよう考慮した。また、プログラムでは根室納沙布岬から最も近い北方領土である歯舞群島貝殻島までの距離にあたる3.7kmのウォーキングを行い、その距離感を体験できるよう工夫した。</p> <p>各事業参加者に対しては、事業終了後、報告書（小論文）の提出を求めており、その取りまとめを行い、参加者の北方領土問題への理解と関心を把握するとともに、意見等については、次年度以降の事業をより効果的、効率的に実施するために有効活用している。</p> <p>平成29年度も各事業でアンケートを実施し、「北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会」及び「北方領土ゼミナール」は、ほぼ全ての参加者から「非常に有意義だった」、「有意義だった」との評価を受けた。</p> <p>北方領土問題学生研究会については、学生が取り組む活動について協議し、同世代に対する各種啓発活動を企画・実施することにより、返還運動の後継者の育成と活性化に資することを目的として、平成29年度は例年より多く、7回開催し、1回目は有識者による講義を行い、2回目は研究会メンバーで北方領土返還後の未来像について意見交換を行い、3回目は北対協主催の街頭啓発事業に参加して活動を行い、4回目では有識者を招いて北方領土返還後の未来像について意見交換を行い、5回目は拓殖大学の学園祭に啓発ブースを設置し来場者に対し啓発活動を行い、6回目は「世界キャラクターさみっとin羽生」に北方領土エリカちゃんを出場させ、啓発ブースを設置し来場者に対し啓発活動を行い、7回目は北隣協主催事業に本研究会の学生を参加させ、パネル展の来場者に対して署名活動、パネル説明等を行った。北方領土問題、返還運動の重要性を理解する上で大きな成果があった。</p> <p>北方少年交流事業について北方領土元居住者の三世（北方少年）等が内閣総理大臣を始めとする関係大臣等へ表敬し、北方領土問題の早期解決を訴えることは、北方領土返還への願いを内外に訴える上で有益であった。また、関東・甲信越ブロック内の同世代の青少年との交流を通じて、同世代の青少年に返還運動の重要性を訴えることは、返還運動の後継者を育成するという観点から有益であった。</p> <p>北方領土に関する全国スピーチコンテストについては、次代を担う若い世代が北方領土問題を身近な問題として捉え、この問題に関心を持ち、北方領土問題に関する歴史等を正しく理解することを狙いとして、全国の中学生を対象とした「平成29年度北方領土に関する全国スピーチコンテスト」を実施し、全国から6,782作品の応募があった。</p> <p>また、最終選考会には、教育者会議全国会議の参加教諭にも会場審査員として参加してもらい、発表者と同世代の中学生にも聴講してもらいなど、事業の工夫を行っている。</p>	<p>実施等を依頼するなどに取り組んでいるものと認められる。</p> <p>教育者会議については、平成29年度において新たに1県において教育者会議が設置された。既設置の教育者会議に対する支援についても、教育者会議の運営や教育者会議で開催・実施された研修会への資料作成等の支援を行ったことが認められる。</p> <p>また、平成28年度から教育者会議に対して、学校等での北方領土授業等の実施について支援を拡充しており、教育者会議が行う事業の充実、拡大を図っていることが認められる。</p> <p>県民会議が実施する北方領土青少年現地視察事業についても、計画どおり、協会の支援により実施されたところであり、参加者の青少年や実施県民会議からも有意義だったと評価を受けたことも認められる。</p> <p>以上の点から青少年ができる限り主体的に北方領土問題について考えてもらう機会づくりのための工夫にも取り組んでいることが認められる。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>第4期中期目標に基づき、青少年が北方領土を直に見たり主体的に意見を交わす機会づくりの一層の充実や波及効果の増大、学習指導要領改訂の機会を捉えた指導方法の研究・実践の拡大に取り組むことが重要。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
---	---	---	---	---	--



<p>う。</p>	<p>するため、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。</p>	<p>て、適切な支援を行う。</p> <p>また、各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化等を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。更に、教育者会議へのアンケート等を実施することで、その活動状況を把握し、同会議での成果を教育関係者にフィードバックする。</p> <p>(ウ) 県民会議等が実施する青少年現地視察事業について適切な支援を行う。</p>		<p>スピーチコンテストへの参加校の教諭等に対するアンケートでは、回答者の97.1%から「大変良かった」、「良かった」との評価を受けた。</p> <p>なお、本事業の結果等を取りまとめた報告書（記録集冊子・記録DVD）を作成し、県民会議等へ配付した。</p> <p>えとぴりか巡回研修事業については、北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」を青少年等に対する啓発事業にも有効活用し、北方領土問題、返還運動に理解を得るため、全国の港を巡回し、次代を担う青少年を対象とした研修事業を実施するとともに、一般公開を行い、北方領土問題の解決の重要性について理解を求めた。</p> <p>青少年の研修会参加者には、作文等の提出を求め、北方領土研修の成果を把握し、事業効果の検証を行った。</p> <p>アンケート結果では、参加者（青少年）の全員から、参加者（一般）の82.1%から「関心が深まった」、「やや関心が深まった」との評価を受けた。</p> <p>兵庫県神戸港での開催については、悪天候のため中止とした。</p> <p>ブロック青少年育成事業の実施では、全国のより多くの青少年に北方領土問題の啓発を図るために、都道府県を6ブロックに分け、北方領土問題に対する理解と関心を深めることを目的とした研修・交流会を開催した。</p> <p>各事業の事後活動については、県民会議が各事業の参加者を県民会議が選考する際には、地域における返還運動に参画が見込めることや県民大会等の場において派遣報告を実施すること等を条件とすることで、青少年や教育関係者の事後活動の推進に努めた。</p> <p>アンケートの活用については、アンケート結果は、次年度以降のプログラム策定の参考とするため、協会で集約し、整理・保存している。</p> <p>なお、アンケート結果は、事業全体で良好な回答を得ているが、個別プログラムに対する設問や自由記述欄を設けるなどして、参加者の要望をより詳細に把握できるよう努めており、要望事項については、その内容を検討の上、新たなプログラムに取り入れるなど、事業充実のため有効活用している。</p> <p>さらに、事業の参加者から提出された報告書及び感想文は、参加者の北方領土問題への理解や関心を把握するために非常に有意義なものであり、事業に対する意見、要望などは、次年度の事業プログラム策定に当たっての参考資料として活用している。</p> <p>北方領土問題教育者会議については、推進委員全国会議、県民会議代表者全国会議等において、教育者会議未設置県に対し、各県民会議のイニシアティブの下、教育の特殊性に配慮しつつ、各県の事情も踏まえた上で、設立に向けて取り組むよう要請するとともに、既設の教育者会議については、活動の充実と課題、県民会議との連携について</p>	
-----------	--	--	--	--	--

				<p>協議を行った。平成29年度には新たに栃木県において教育者会議が設立され、現在45都道府県において、設置されている。</p> <p>また、各県の教育者会議で開催・実施された研修会や実践授業等の資料作成、パネル展、作文コンクールなどの教育者会議と県民会議が協力して実施する事業に対して支援を拡充し、事業の充実、拡大を図った。</p> <p>文部科学省において、領土教育の充実を図るため「中学校学習指導要領解説」及び「高等学校学習指導要領解説」の一部改訂が行われ、平成28年度から使用されている中学校社会科の教科書に北方領土問題についての記述が大幅に増えたことを踏まえ、教育者会議全国会議などあらゆる場面において、当該改訂について周知を行うとともに、平成28年度から北方領土教育者会議への事業支援を拡充することにより学校教育の場で北方領土問題に関して実践授業等での積極的な取組を依頼した。</p> <p>さらに、各県教育者会議の実践事例等の活動状況を他県へ周知、共有するとともに、資料・資材の供与等を積極的に行い、北方領土問題を授業で取り上げやすい環境を整えたことにより、学校教育の場において、北方領土教育の充実・強化を図ることができた。</p> <p>教育者会議間の連携を図り、教育者会議活動の効果的、効率的な拡充について協議するため、「教育者会議全国会議」を開催した。会議では、外務省から最近の日露関係等の講演、内閣府から政府説明、協会から事業説明等を行うことにより、政府の方針、協会の業務内容等を再確認するとともに、各教育者会議の活動状況・現状と問題点等を共有することができ、実施したアンケートでは、回答者の89.8%から「有意義」との回答を得ることができた。</p> <p>教育者会議全国会議の出席者は、教育関係者等へフィードバックさせるため、会議の成果を各都道府県の教育者会議、県民会議、さらには、地元の科目別の教諭の研究会である中学校社会科研究会等の場で、会議内容を報告するとともに、あらゆる機会を通じて会議の成果を教育者等に伝え、教育現場に活かしていくよう各都道府県教育者会議に要請している。</p> <p>さらに、北方領土問題教育指導者地域研修会において、ブロック内の教育者会議代表、また、根室での教育指導者現地研修会や北方四島交流事業の教育関係者訪問事業へ参加した中学校の社会科教諭等の参加を得て、各県の学校教育現場における北方領土教育の推進方法等についての意見及び情報交換を行うことで、北方領土教育の一層の充実・強化、ブロック内の教育者会議の連携の強化を図った。</p> <p>北方領土青少年等現地視察支援事業については、北方領土返還要求運動都道府県民会議が構成した青少年等現地視察団を北方領土隣接地域に派遣し、青少年等に北方領土を自らの目で実感してもらい、元島民の体験談を聞くなどの機会を提供し、北方領土問題を身近な問題と</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>して捉え、返還要求運動を継承してもらうことを目的として、平成29年度は、17県民会議が北方領土青少年等現地視察事業を実施した。</p> <p>なお、事業を内容のあるものにするため、現地視察前には、事前研修会を義務付け、視察日程には、「北方領土の視察」、「元島民体験談の聴講」及び「北方領土啓発施設の見学」を必ず取り入れることを条件として支援を行った。</p> <p>参加者へのアンケートでは、「北方領土問題に対する関心が深まった」との回答がほとんどの参加者からあり、特に「元島民の体験談は印象に残った」との感想が寄せられた。</p> <p>また、実施県民会議からは「県民会議単位での現地視察は、北方領土問題教育者会議との連携強化につながるとともに、青少年に対して北方領土問題への理解と関心を高めることができる」など非常に有意義であったとの評価を受けた。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
------------

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-（1）-③	北方領土問題にふれる機会の提供		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0151

2. 主な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
予算額（千円）			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数
決算額（千円）			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数
経常費用（千円）			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数
経常利益（千円）			北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数	北方領土返還要求運動の推進の内数
従事人員数			4人	3人	4人	4人	4人

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、国民が北方領土問題にふれる機会の提供に努める。特に、若年層やこれまで協会が実施してきた取組に参加していない国民に対して積極的に機会の提供を行うため、ICTや民間企業のノウハウを活用し、北方領土問題やその歴史、北方領土の現	北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、国民が北方領土問題にふれる機会の提供に努める。特に、若年層やこれまで協会が実施してきた取組に参加していない国民に対して積極的に機会の提供を行うため、刊行物やパンフレットのほかに、民間企業のノウハウも活用しながら、インターネット等のICTや街頭ビジョン等を用いて、多くの国民の目にふれやすい事業を実施する。	県民会議等が実施する青少年現地視察事業について適切な支援を行う。 北方領土問題にふれる機会の提供 北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、以下の取組を実施することで、国民が北方領土問題にふれる機会の提供に努める。 なお、以下の事業を実施するにあたっては、北方領土問題やその歴史などの訴求内	各イベントや啓発等を実施したか 効果的な事業展開に当たり、アンケート調査の実施等必要な工夫を行ったか  <評価の視点> イベント等の特性を踏まえながら、分かりやすく伝えるような工夫を行ったか 上記の視点を踏まえ、北方領土問題についての関心と国民世論を高めることに寄与したか	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>北方領土問題にふれる機会の提供については、パンフレット等の啓発用資料・資材について北方領土問題について国民が正しく理解し、認識を得るため、パンフレット・グッズ等の啓発資料・資材の作成を行い、県民会議等に提供・支援することで、県民大会、研修会、キャラバン及び署名活動等において、効果的、効率的に活用してもらうことで、北方領土問題に対する国民世論の啓発を図った。また、親しみやすい資料・資材とするため、標語・キャッチコピー募集の最優秀作品や北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」を資料・資材に取り込む工夫を行った。</p> <p>なお、本資料・資材等の作成に当たっては、協会が一括調達を行うことにより、効率的、経済的な調達を行った。</p> <p>標語・キャッチコピーについては、協会ホームページ、従来掲載していた公募専門誌への掲載回数を増やし、また各北方領土事業において募集を募るなどして、6,350件（昨年度5,459件）の応募があった。</p> <p>最優秀作品は、啓発資料・資材、ポスターカレンダー等に掲載す</p>		<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>ホームページやSNSの活用については、若年層などに向けて、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」を主人公にしたフェイスブック及びツイッターを用いて、事前の告知や事業の結果通知を定期的に行うとともに、まずはキャラクターへの親しみを持っていただくようなコンテンツを発信するなど、インターネットを活用したわかりやすい情報発信のための工夫と努力も認められる。</p> <p>啓発パンフレット・文具等を作成し、県民会議等の参加者に提供するなど、更なる啓発活動の充実により北方領土問題にふれる機会の提供の充実に努めていることが認められる。</p>	

<p>状等に関する情報、知識を分かりやすく伝えるよう工夫に努める。</p>	<p>なお、実施に当たっては、北方領土問題やその歴史、北方領土の現状等に関する情報、知識を分かりやすく伝えるよう工夫するとともに、例えば、イベントの参加者へのアンケートやホームページにおける意見募集などにより、参加者等の反応や関心度を自ら把握するよう努める。</p>	<p>容を事業の特性を踏まえながら適切に判断し分かりやすく伝えるよう工夫するとともに、イベント参加者へのアンケートやホームページにおける意見募集を実施するなどして、参加者等の反応や関心度を把握するよう努める。</p> <p>(ア) パンフレット等の啓発用資料・資料の作成</p> <p>(イ) 標語・キャッチコピーの募集</p> <p>(ウ) 啓発カレンダーの作成</p> <p>(エ) 街頭ビジョン等による啓発</p> <p>(オ) 協会ホームページやSNSを利用して、事業実績などのコンテンツを速やかに更新するなどして情報発信を実施</p> <p>(カ) 国民とりわけ若い世代が北方領土問題に対する関心度を高めるための「北方領土ふれあい広場」(仮称)を実施</p>		<p>るなどして有効に活用している。</p> <p>ポスターカレンダーについては、年間を通じて掲出して貰うため、年間カレンダーを取り込んだポスターカレンダーとして作成しており、県民会議、北連協加盟団体、関係機関等へ配付し、年間を通じた啓発を行った。</p> <p>なお、本事業を一般競争入札(総合評価落札方式)により作成することにより、外部の者の知見を活用し、より効果的な啓発を行った。</p> <p>街頭ビジョン等による啓発については、2月及び8月の北方領土返還運動全国強調月間に合わせて、広く国民に対して啓発を行うため、通行者・施設利用者の往来が多い羽田空港第1ターミナルフューチャービジョン、羽田空港第2ターミナルフューチャービジョン、池袋サンシャインシティ周辺街頭ビジョン(リプレビジョン)、秋葉原駅前街頭ビジョン(秋葉原ラジ館ビジョン)において、北方領土啓発ビデオスポットを放映する集中啓発事業を実施した。</p> <p>また、全国主要都市に設置されている北方領土啓発広告塔について、老朽化が著しい北海道に設置されていた広告塔は安全のため撤去するなど、適切な維持管理を行った。</p> <p>ホームページやSNSの活用については、協会ホームページが北方領土に関する情報発信の拠点となるべく、インターネット上のニュース記事を配信する「北方領土関連ニュース」のコーナーを実施した。</p> <p>また、ホームページについては、各方面からもっと見やすくして欲しいという意見があったことなどを踏まえ、セキュリティ面も含めリニューアルを行った。</p> <p>若年層の興味・関心を得るため、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」を主人公にしたフェイスブック及びツイッターにおいて、北方領土関連イベント等の事前告知・実施報告、納沙布岬からの北方館だより等の最新情報を発信するとともに、ロシア語講座、北方領土の歴史紹介等を発信することにより、SNSを活用した啓発、情報発信に努めた。</p> <p>「北方領土ふれあい広場」の開催については、国民世論の一層の啓発、特に若い世代に対して北方領土及び北方領土問題への理解の促進を図るため、「四島スタジオ もっと知って!北方領土」と題した「北方領土ふれあい広場」を全国14都市で平成29年8月～平成30年1月の間に開催した。</p> <p>事業内容は、特設ステージでのスペシャルサポーターの「IMALU」さん、「渡邊剣」さんや御当地タレントによる北方領土トークショー及びクイズ大会、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」による呼び掛け、パネル展示(クイズラリー形式)、啓発動画</p>	<p>また、標語・キャッチコピーについては、これを広く募集し、最優秀作品をポスターやカレンダーを始めとする啓発・広告媒体で使用して、活用していることが認められる。</p> <p>加えて、「北方領土ふれあい広場」についても計画どおり全国14都市で実施され、参加者の興味・関心を高めるため、エリカちゃんを使用した映像ゲームなど、イベントの内容を参加型プログラムにするなど有効な啓発活動を行おうと着実に取り組んでいると認められる。また、イベント参加者を対象としたアンケートを実施し、参加者の反応等の把握に努めており、その評価もおおむね良いものと認められる。</p> <p>以上の点から、イベント等の特性を踏まえながらわかりやすく伝える工夫に努めていることが認められる。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>第4期中期目標に基づき、第3期中期目標期間中に始動した発信ツールの更なる活用も含め、訴求対象に応じた発信内容の工夫と媒体の選択をしつつ、若年層に重点化した情報発信の量的拡大を大胆に進めていくことが重要。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
---------------------------------------	---	--	--	---	---

				<p>の上映、エリカちゃんを使用した映像ゲーム等を行い、約25,000名の参加を得て、広く国民に北方領土問題解決の重要性を訴えることができた。</p> <p>参加者には、事業の効果測定や意見等を聴取するためにアンケートを行い、北方領土問題について「非常に興味をもった」、「やや興味をもった」との回答が全体の85.8%となった。</p> <p>また、各府県において、府県政クラブ、地元テレビ局、地元紙及びSNSを通じて広報を行うなど開催地と一体となって開催できたことは、地域における啓発事業の活性化にも繋がったと考えている。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-（2）	北方四島の交流事業		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0151

2. 主な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
予算額（千円）			260,601	281,165	287,626	292,442	298,365
決算額（千円）			256,746	268,311	253,630	256,981	251,598
経常費用（千円）			255,868	268,311	253,630	256,981	251,598
経常利益（千円）			—	—	—	—	—
従事人員数			2人	3人	3人	3人	3人

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備を目的として、北方四島在住のロシア人との相互理解を促進するため、日露両国の合意に基づいて設定された旅券・査証なしで行う相互訪問の枠組みの下での北方四島に在住するロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を実施するとともに、関係機関・関係団体とも連携を取りながら、その充実及び改	① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業を関係機関・関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。 なお、政府から次代の四島交流事業に関する在り方について方針が示	以下の相互交流事業及び専門家派遣事業については、事業実施後、日本人参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。なお、四島在住ロシア人受入事業参加者についても、アンケートによる意見の聴取に努める。 なお、政府から示された四島交流事業に関する在り方についての方針等を踏まえ、今後も北方四島との交流事業を円滑かつ効果的に推進するため、内閣府等の各府省、各団体と緊密に連携しつつ、四島側と十分に調整を行うなどして、より良い事業となるよう努める。 ① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流	交流事業及び専門家派遣を実施したか 訪問・受入事業参加者からの意見募集を実施したか 訪問事業参加者から聴取した意見の反映等を行ったか 日本語講師等による報告書・報告会は今後につながる内容であったか 「平成26年度北方四島交流事業の基本方針」に基づき、見直しによる協議が実施されたか 次回以降の事業内容の改善に資することができるよう、上記協議	<主要な業務実績> 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流については、協会主催の事業では、一般訪問を2回、後継者訪問1回、教育関係者・青少年訪問1回の計4回の訪問を計画し、悪天候の要因による一部予定の変更を除いては、全て予定どおり実施した。道推進委主催の事業では、一般訪問2回、後継者2回、教育関係者・青少年1回の訪問を計画し、悪天候の要因による一部予定の変更を除いては、全て予定どおり実施した。 また、北方四島交流事業においては、昨年度に引き続き住民交流会（文化交流やスポーツ交流と意見交換）を各訪問で実施した。住民交流会の実施に当たっては、事業参加者に対し、北方領土問題の経緯、日本の主張等についての事前研修会を実施した。 事業において北方四島在住ロシア人との交流を行い、相互理解を深めた参加者は、北方領土への訪問で得た経験等を各種団体や地元に応援するため、県民大会や研修会等の場において報告を行うなど、返還運動の活性化に大きく寄与した。 さらに、全ての訪問事業でアンケートを実施し、ほぼ全ての団員から「非常に有意義」、「有意義」との回答	評価 B <評価に至った理由> 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流については、相互理解を深めるという目的に沿って、年度計画に沿って着実に実施されている。中でも、参加者からの要望を踏まえて、四島住民とより多くの会話ができるような取組を行うなど交流事業の更なる発展を図るべく、聴取した意見の反映に努める姿勢が認められる。 また、訪問後においては、その経験を伝承する機会を設けて、県民大会等において報告を行うなど国民世論の啓発や返還運動の活性化に寄与する役割も果たしていると認められる。 更に、活動結果については、アンケート調査を実施して、その成果を確認しており、おおむね好意的な意見と認められる。また、参加者から意見募集を実施して、相互理解の増進という目的を達するために次年度の計画に向けて不断の努力をしている姿勢が認められ	

<p>善を図る。</p> <p>なお、政府から、次代の四島交流事業に関する在り方について方針が示された際には、その方針に基づき、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努める。</p>	<p>された際には、その方針に基づき、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努める。</p> <p>② 専門家交流</p> <p>専門家による北方四島との交流事業を関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者からの意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。</p> <p>特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書の提出を求め、事業内容に反映させる。</p>	<p>元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業の実施並びに支援については、引き続き推進する。</p> <p>② 専門家の派遣</p> <p>専門家派遣として、教育専門家（中学校社会科教諭）の訪問を青少年訪問と合同で実施する。実施の際には、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させる。</p> <p>また、日本語講師を3島（色丹、国後、択捉島）へ派遣する。実施に当たっては、昨年度派遣の講師からの意見聴取などを踏まえ作成するカリキュラムを実施することとする。派遣終了後には、派遣講師に活動報告書の提出をさせるとともに、派遣メンバーを招集して現地におけるより円滑かつ効率的な指導実現のため改善要望事項等を聴取するための報告会を開催するなど、今後の事業内容をより四島側の要望に沿ったカリキュラムとするよう努める。</p> <p>③ その他</p> <p>北方四島交流事業の本年度の実施結果を踏まえ、相互理解の一層の推進に向けて、実施関係団体等による協議を行う。</p>	<p>の内容の分析・活用は適切に行われているか</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備に資するか</p> <p>見直しを踏まえ、交流成果を有効に活用されているのか</p> <p>相互理解の一層の推進という目的に資する協議だったか</p>	<p>を得ている。併せて、参加者からの意見も収集しており、その結果は、両実施団体で集約、整理・保存し、次年度の事業計画を策定する際の参考としている。</p> <p>受入事業においてもロシア人訪問団に対するアンケートを実施しており、全ての団員から「事業に対して満足しており、今後とも四島交流の継続を望んでいる」との回答を得ている。また、個別プログラムに対する意見や自由記述欄に記載のあった事項については、内容の分析を行い、事業の更なる充実のための参考として活用している。</p> <p>なお、平成29年度事業においては、通訳の数が限られている中で、四島住民とより多く会話できるようにして欲しいとの要望を受け、受入事業に参加した者でロシア語ができる大学生等に訪問へ参加させる機会を設け、住民交流会やホームビジットなどで学生通訳として活用した。</p>	<p>る。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>第4期中期目標に基づき、事後活動の推進を含め、国民への啓発効果の増大に具体的に組み込んでいくことが重要。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
---	--	--	---	---	--

4. その他参考情報

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報



I—(3)	北方領土問題等に関する調査研究		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0151

2. 主な経年データ ①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
予算額（千円）			11,579	12,650	12,000	6,342	6,388
決算額（千円）			11,614	10,884	8,636	5,788	5,761
経常費用（千円）			11,614	10,884	8,636	5,788	5,761
経常利益（千円）			—	—	—	—	—
従事人員数			2人	3人	3人	3人	3人

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
調査研究については、その活用状況を把握する等、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。その上で、返還要求運動や協会が関わるその他の啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点から、次回調査研究テーマ、方法、活用策を検討し、真に必要な調査研究を行う。	調査研究については、返還要求運動や協会が関わるその他の啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点から、研究テーマ、方法、活用策を検討し、真に必要で有益な調査研究を行う。 なお、活用状況を把握するなど、事後における実施効果の検証及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低いものや必要性の低下したものについては積極的に見直し改廃を図る。	北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図るために実施する調査研究については、返還要求運動や協会が関わるその他の啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点からテーマを検討し、真に必要な調査研究を行う。 なお、調査研究の結果については、ホームページ等で公表し、アンケートを通じて活用状況を把握するなど実施効果を検証する。	啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点から真に必要なテーマに絞って調査研究を実施しているか 研究結果についてのアンケートの実施結果及び検証状況。また、それに基づき見直しを行っているか  <評価の視点> 返還要求運動や協会が関わるその他の啓発活動を的確かつ効果的に推進する調査研究が実施されているか	<主要な業務実績> 北方領土問題等に関する調査研究については、広く国民及び返還運動関係者に理解と認識を深めて貰い、これにより今後の啓発活動を的確、かつ効果的に推進を図るため、平成29年度においては、豊かな自然に恵まれ、貴重な動植物が多数生息している北方四島の生態系や環境面に焦点を当て、教師用学習教材としても活用できるレポートを、四島の生態系に熟知している有識者に執筆していただきホームページで公表した。 また、北方領土問題に関する意見交換会では、全国の県民会議が行う県民大会、講演会等に講師として派遣される北方領土問題、日露関係等の有識者が一堂に会し、ロシア情勢及び今後の日露関係等の意見交換、返還運動の現状と課題等について共有することができ、大会等で講演を行う上で参考としていただいた。	評価	B  <評価に至った理由> 毎年度、調査目的について、適切なテーマを選定した上で、その目的に沿ったレポート執筆を依頼するなど調査研究が適切に実施されるよう取り組んでいることが認められる。 その成果についても協会ホームページ等において適切に公表されていることが認められる。 また、2月7日「北方領土の日」関連事業に協会講師として派遣される北方領土問題に関する諸分野の有識者等を集めた意見交換会を開催し、その結果は、返還運動の参考として、例えば大会等で講演を行う上で参考とするなど、有効活用していることも認められる。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 北方領土に関する資料・情報を保有する拠点として北方領土に関する情報の整理・アクセスの利便性向上を図っていくことが重要。  <その他事項> 特になし。

4. その他参考情報
------------

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-（4）	元島民の援護		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0151

2. 主な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
予算額（千円）			223,073	231,851	230,482	236,820	285,995
決算額（千円）			216,937	225,963	220,512	230,191	275,861
経常費用（千円）			216,937	225,963	220,512	230,191	275,861
経常利益（千円）			－	－	－	－	－
従事人員数			2人	2人	2人	2人	2人

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
① 元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動を支援する。 ② 北方四島の元居住地へのいわゆる自由訪問の実施を支援する。	① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (ア) 元島民等が行う研修活動や署名活動等を支援する。 (イ) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。 ② 自由訪問に対する支援	① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (ア) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。 また、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して支援を行うとともに、元島民の後継者の育成及び組織連携の強化、活動の推進等を目的とした元島民の後継者が行う活動について	「北方地域元居住者研修・交流会」を開催したか 自由訪問の実施状況 元島民の団体が行う返還要求運動等や元島民の活動に対し適切な支援が行われたか 今後の事業に資する報告書の提出を受けたか  <評価の視点> 元島民の行う活動や自由訪問に適切な支援が行われているか	<主要な業務実績> 元島民等の援護等は、元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援について元島民等の相互の連携を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催した。研修・交流会に参加した元島民からは、返還要求運動の担い手として果たすべき自らの役割を再確認するとともに、元島民間の連携強化を図ることができ、今後の返還要求運動の推進に効果的であった。 また、署名活動や千島連盟及び支部が実施した各種啓発活動、大会、語り部事業等に対して支援を行ったほか、元島民の高齢化に鑑み、元島民の想いを今後の返還運動の中心となる後継者に繋げるため、千島連盟が実施した後継者活動を促進するためのセミナー・研修会、後継者をメンバーとしたキャラバン隊啓発活動等の7つの元島民後継者育成対策事業に対して支援を行った。 さらに、北方四島の著しい地形や植生の変化を踏まえた墓地や居住地に関して、千島連盟が実施した様々な概況調査について支援するとともに、元島民	評価	B  <評価に至った理由> 以下の実績を総合的に勘案し、Bと評価する。 【元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援】b 「北方地域元居住者研修・交流会」を、計画どおり開催した。 署名活動や千島連盟及び支部が実施した各種啓発活動、大会、語り部事業等に対して支援を行ったほか、元島民の高齢化に鑑み、元島民の想いを今後の返還運動の中心となる後継者に繋げるため、千島連盟が実施した後継者活動を促進するためのセミナー・研修会等の元島民後継者育成対策事業に対する支援を計画どおり適切に実施したことが認められる。 また、千島連盟が実施した北方四島の墓地や居住地に関する様々な調査について支援するとともに、元島民等が保有する北方領土居住当時（戦前）の写真等の貴重な資料の収集・整理、

	<p>元島民等により構成される団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を実施する。</p>	<p>支援する。</p> <p>(イ) 元島民等により構成される団体を実施する北方四島の墓地や居住地に関する様々な調査や元島民等が所有する貴重な北方領土関連資料等を収集・保存する事業に対して支援を行う。</p> <p>② 自由訪問に対する支援</p> <p>元島民等により構成された団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。</p> <p>その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。</p>		<p>等が保有する北方領土に居住していた当時（戦前）の写真等の貴重な資料を収集・整理し、それらを抽出して、北方四島における昔と今を比較した写真パネルの制作に対して支援を行い、全国各地における啓発パネル展等に貸し出したことで、多くの国民に北方領土が我が国固有の領土であることを理解してもらうことができた。</p> <p>自由訪問に対する支援については、千島連盟を実施主体とした自由訪問に対して支援しており、平成29年度は、千島連盟は7回の訪問を計画し、荒天による日程変更や訪問中止があったが、6回の訪問で元島民等328名が訪問した。</p> <p>事業の報告書には、事業実施概要、訪問団の手記、訪問地の地図、アンケート調査結果等の記録がまとめられており、訪問者にとっては思い出の記録集となった。訪問に参加できなかった方々にとっては、ふるさとの現状を知ることのできる貴重な報告書となっているとともに、訪問参加者の希望等も記されており、今後の事業実施の参考に供するものとなっている。</p> <p>なお、この報告書は、千島連盟各支部に配付し、多くの元島民が閲覧できるようにしている。</p> <p>航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問（いわゆる航空機による特別墓参）については、平成28年12月、山口、東京で行われた安倍総理大臣とプーチン大統領との日露首脳会談において、元島民の方々が自由に墓参・故郷訪問したいとの切実な願いを叶えるため、人道上の理由に立脚して、あり得べき案を迅速に検討することで合意した。外交交渉の結果、初めての航空機による特別墓参が日露間で合意され、協会が実施主体となり、元島民の高齢化に配慮し日帰りでの日程で中標津空港から国後島及び択捉島への訪問を計画・実施した。</p> <p>6月に計画した訪問は、国後島の空港が濃霧のため延期となり、改めて9月に訪問を計画し、初の航空機による特別墓参を実現させた。</p> <p>北方領土への自由訪問と同様な考えに立ち、初の航空機による特別墓参を実現させたことは、高齢化の進む元島民の身体的負担の軽減、また、日露首脳会談において人道的な理由に立脚した両首脳の間合意を実現させたという観点からも意義のあることと考</p>	<p>写真パネルの制作に対して支援し、全国各地における啓発パネル展等に貸し出すなどの取組も行ったことが認められる。</p> <p><b>【自由訪問に対する支援】 b</b></p> <p>年間7回の訪問が計画され、荒天による日程変更や訪問中止があったものの、6回の訪問を支援し、元島民等328名が訪問することができた。事業報告書についても、作成、配布が着実に行われ、元島民の閲覧が可能になるように整備するなど、元島民の支援を適切に行っていると認められる。</p> <p><b>【航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問（航空機による特別墓参）】 a</b></p> <p>平成29年9月に、実施主体として航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問（航空機による特別墓参）を初めて実現させた功績は大きい。前例もない中で、天候により延期となった6月の準備も含め、柔軟に対応したものと認められる。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>第4期中期目標に基づき、元島民等が行う返還要求運動等の活動がより効果的に実施されるよう、助言も含めて支援をしていくとともに、自由訪問に対する支援については、引き続き、元島民の身体的負担の軽減のための改善策など、政府の方針に基づき柔軟に対応していくことが重要。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	---	---	--	--	--

					えている。	
--	--	--	--	--	-------	--

4. その他参考情報

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-（5）	北方地域旧漁業権者等に対する融資事業		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0150

2. 主な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
リスク管理債権比率	全国預金取扱金融機関の平成26年度末平均比率2.21%以下に抑制（参考 平成27年度達成目標：2.53%以下）	1.93%	1.70%	1.13%	1.37%	1.48%	1.58%
修学資金	新規契約時及び契約更新時に成人に達した修学者の80%以上と連帯債務契約を締結	対象者の100%と連帯債務契約を締結	対象者の100%と連帯債務契約を締結	対象者の100%と連帯債務契約を締結	対象者の100%と連帯債務契約を締結	対象者の100%と連帯債務契約を締結	対象者の100%と連帯債務契約を締結
更生・生活資金につき、資金のリスク管理債権の残高	前中期計画期間中の目標額の90%以下（29,692千円以下）に抑制	8,480千円	6,726千円	5,025千円	3,369千円	2,675千円	2,148千円
住宅資金（新築を除く）につき、資金のリスク管理債権の残高	前中期計画期間中の目標額の90%以下（46,141千円以下）に抑制	25,276千円	21,707千円	18,398千円	15,667千円	13,547千円	10,997千円
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
予算額（千円）			119,001	108,249	99,218	100,513	92,626
決算額（千円）			80,069	73,471	67,598	59,548	56,312
経常費用（千円）			77,257	71,958	67,598	59,541	55,324
経常利益（千円）			20	0	3	0	0
従事人員数			3人	3人	3人	3人	3人

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
旧漁業権者法に基づき、融資事業を実施する。その際、法の趣旨に則り、北方地域旧漁業権者等の置かれている特殊な地位等に鑑み、これらの者の営む漁	① 融資制度の周知 融資の内容及び手続並びに借入資格の承継制度の周知を図るため、対象者が多く居住する地区で融資説明・相談会を開催するとともに、機関紙等を活用した広報を実施する。	① 融資制度の周知 融資対象者が多く居住する道内及び富山県の10地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会合等を活用し、以下について周知の徹底を図る。 ・融資内容及び手続の方法に	<主な定量的指標> リスク管理債権比率を全国預金取扱金融機関の26年度末平均比率2.21%以下に抑制しているか 修学資金につ	<主要な業務実績> 融資制度の周知については、融資内容等の周知や要望等の聴取を目的とした融資説明会及び新規貸付・生前承継手続等について個別対応をする融資相談会を開催した。併せて、リーフレットの送付や資格承継者になり得る二世に対するダイレクトメールの発送などを行った。さらに、融資説明・相談会、関係機関実務担当者会議、千島連盟支部長・啓発推進員融資業務研修会等の機会を利用して融資制度を周知した。 関係金融機関との連携強化については、関係金融機関	評価	B
						<評価に至った理由> 以下の点から、中期目標・中期計画記載の目標や指標に対し、必要な水準に達していることが認められる。 【融資メニューの見直し（事業結果の分析・検証）】 介護施設入居費・福祉車両購入資金等、介護に係る資金を新たに対象とするなど、北方地域旧漁業権者等の「事業の経営とその生活の安定

<p>業その他の事業及びその生活に必要な資金の低利融資を行う。</p> <p>融資資格の承継については、法の趣旨に照らして引き続き的確な審査を実施するとともに、事業結果の把握・分析・検証を行うことにより、融資メニューの見直しについて検討するものとする。</p> <p>また、以下の措置を継続して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人資金の貸付を停止すること。</li> <li>・生活資金、更生資金、修学資金、住宅資金(うち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金)については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の</li> </ul>	<p>② 関係金融機関との連携強化</p> <p>制度利用の円滑化を図るため、関係金融機関(転貸・委託貸に関わる金融機関をいう。)との連携を一層強化する。</p> <p>③ 事業結果の分析・検証</p> <p>融資実績から得られる利用者の属性や、資金使途・金額等を分析・検証することとし、法の趣旨に照らして融資メニューの見直しを検討する。</p> <p>④ 融資資格承継の的確な審査</p> <p>融資資格の承継手続を行う際には、法の趣旨に照らして、引き続き的確な審査を実施する。</p> <p>⑤ リスク管理債権の適正な管理</p> <p>電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を適時的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、生活資金、更生資金、修学資金、住宅資金(うち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金)については、リスク債権の一層の低減化を図</p>	<p>について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生前承継及び同制度を補完する死後承継について</li> </ul> <p>また、承継手続ができる可能性の高い世帯に対し、別途ダイレクトメールを送り、手続を促す。</p> <p>② 関係金融機関との連携強化</p> <p>制度利用の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○漁業協同組合担当者会議(4月 札幌)</li> <li>○関係機関実務担当者会議(4月 札幌)</li> </ul> <p>③ 事業結果の分析・検証</p> <p>融資実績から得られる利用者の属性や、資金使途・金額等を分析・検証した結果を踏まえ、融資メニューの見直しを検討する。</p> <p>④ 融資資格承継の的確な審査</p> <p>法の定める承継要件の確認を戸籍謄本等の公正証書やその他必要書類を申し受けることにより確実に行い、引き続き的確な審査を実施する。</p> <p>⑤ リスク管理債権の適正な管理</p> <p>電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずることにより、債権の回収に努める。また、更生、生活、修学、住宅(うち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金)の各資金については、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持するとともに、個人情報システムを活用し、より正確な情報把握に努める等、リスク管理債権を以下のとおり適正</p>	<p>いて、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)</p> <p>資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の90%以下(29,692千円、46,141千円以下)に抑制しているか。</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>融資制度についての説明・相談会、関係金融機関の会議、融資業務説明会を実施したか</p> <p>融資メニューの見直しに向けて取り組んでいるか</p> <p>融資資格承継についての的確な審査を実施しているか</p> <p>個人情報の適切な管理の取組状況</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>関係金融機関との連携により制度利用の円滑化は進んでいる</p>	<p>の担当窓口との連絡調整を緊密にし、融資業務の拡充と一層の円滑化・制度利用の促進を図るため、漁業協同組合担当者会議や関係機関実務担当者会議を開催した。</p> <p>また、必要に応じて関係金融機関を訪問し、協会から情報提供を行うとともに、利用者ニーズの把握や取扱機関の要望・意見により改善を図るため、オホーツク並びに根釧地域の12漁業協同組合と2農業協同組合及び大地みらい信用金庫との業務打合せや新制度等の説明を行った。</p> <p>事業結果の分析・検証については、現在の融資メニュー全般にわたり、その実際の利用者の年齢、居住地域、収入状況、利用目的、借入額等を資金種類別にデータ化し分析したところ、市場金利の低下に伴い相対的に高利率となった生活資金及び更生資金の利用件数が著しく減少していることや一部の利用目的について貸付限度額が不足していることなどが確認できた。これらの分析結果に加え、各種説明会等での資格者からの要望等や公的機関等の統計データを勘案し、以下のような見直しを行なった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活資金を再編し、利用目的等に応じて貸付限度額、適用利率、償還期限などの貸付条件の見直しを行なう。</li> <li>○更生資金については、一定の役目を終えたので廃止する。</li> <li>○高齢社会の進展に伴い、借入資格承継者の親世代に係る介護・医療費の新たな負担へ対応できるようにする。</li> </ul> <p>今後、これらについて関係機関に周知を行ったうえで、融資メニューの見直し内容を早期に実施することを目指す。</p> <p>融資資格承継の的確な審査については、戸籍謄本等の公証やその他必要書類に基づいて要件確認を実施した。</p> <p>リスク管理債権については、借入者の返済能力、資金効果等を勘案した審査を行うため、事業資金については、過去の生産高・収支実績と資産、負債の状況を把握し、資金の必要性や効果に重点をおいて審査を行っている。また、資格者の高齢化が進んでおり、借入者が高齢の場合には保証条件を強化するなどにより、債権保全を図っている。収入、資金使途など通常審査によりがたい案件については、債権管理担当者、貸付担当者、貸付統括者で合議し審査を行っている。</p>	<p>を図る」との法目的や高齢化等の社会情勢の変化等を踏まえた必要な見直しを行ったものと認められる。</p> <p>【融資制度の周知】</p> <p>年度計画(10地区)を上回る11地区12回の説明・相談会の実施、リーフレットの送付、死後承継者になり得る二世へのダイレクトメールの発送、千島連盟の支部代表者等への研修会を開催し、融資制度利用者の理解を深め、利用の促進を図るなど、制度の周知に努めたものと認められる。</p> <p>【関係金融機関との連携強化】</p> <p>担当者会議の実施に加え、関係金融機関を直接訪問し、情報提供や関係機関側の意見を聴取するなど連絡調整を緊密に行い、制度利用の活性化・円滑化に努めたものと認められる。</p> <p>【融資資格承継の的確な審査】</p> <p>戸籍謄本等の公的書類その他必要書類に基づいて、要件確認を適切に実施したものと認められる。</p> <p>【リスク管理債権の適正な管理】</p> <p>借入者の返済能力、資金効果等を勘案した審査を行うなどし、①リスク管理債権比率、②更生・生活資金のリスク管理債権額、③修学資金に係る連帯債務契約、④住宅資金のうち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金のリスク管理債権額について、それぞれ計画以上の水準を達成しており、債権保全が図られているものと認められる。</p> <p>また、個人情報の管理状況については、個人情報取扱主任者を配置し、個人情報の適切な管理に努めていることが認められる。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>第4期中期目標の趣旨の下、融資対象者の事業の経営と生活の安定に向けた丁寧な相談対応を含め、制度趣旨や対象者のニーズを踏まえた</p>
--	---	--	--	---	---

<p>措置を維持すること。</p>	<p>るため、平成 19 年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持する。</p> <p>⑥ 法人資金の停止 引き続き法人資金の貸付を停止する。</p>	<p>に管理する。なお、個人情報の適切な管理が図られるよう、引き続き留意する。</p> <p>(ア) 貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合（リスク管理債権比率）を全国預金取扱金融機関の 27 年度末平均比率 1.97%以下に抑制する。</p> <p>(イ) 更生・生活資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の 90%以下（29,692 千円以下）に抑制する。</p> <p>(ウ) 修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結（対象者の 80%を達成目標とする）し、債権保全を強化する。</p> <p>(エ) 住宅資金のうち増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の 90%以下（46,141 千円以下）に抑制する。</p> <p>⑥ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。</p> <p>⑦ 法人資金の停止 引き続き法人資金の貸付を停止する。</p>	<p>か 借入者の返済能力等を勘案しつつ審査を行っているか 信用リスクの管理が適切に行われているか</p>	<p>信用リスクの管理は「延滞債権督促マニュアル」に基づき、電話・文書督促に加え、実態調査を実施し、管理・回収に努めた。1 か月以上の延滞先については、個別対象者の管理カードを作成し、督促記録や対象者の就業状況等を記録して管理し、債権回収に有効に活用している。</p> <p>破綻先債権の管理については、受任した弁護士や連帯債務者・連帯保証人との連絡を密にし、協議を行うなど債権回収の進展に適切に対応している。また、連帯保証人に対しては、状況に応じて債務承認と返済約定書を徴求するように努めている。</p> <p>個人情報の管理状況については、個人情報保護担当者及び日本クレジット協会認定の個人情報取扱主任者資格の取得者を配置し、個人情報の適切な管理に努めている。</p> <p>平成29年度末のリスク管理債権比率は、1.58%で、計画の1.97%以下を達成している。リスク管理債権比率の抑制に向けた対策として、電話督促、実態調査を実施するなど積極的な管理・回収に努めた。また、リスク管理債権額の抑制に向けた取組として、引き続き初期延滞者に対する督促を重点的に行うとともに、一層の縮減を図るため、新規貸付の際には、個人信用情報システムを活用し、多重債務者の把握に努めている。</p> <p>平成29年度末の更生・生活資金のリスク管理債権額は、前年度比527千円縮減の2,148千円であり、29,692千円以下に抑制するという計画を達成できた。</p> <p>修学資金については、新たに成人に達した就学者の全員について、連帯債務契約を締結し、計画の80%を上回る100%の連帯債務契約率を実現し、債権保全の強化を図った。</p> <p>住宅資金のうち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金の平成 29 年度末のリスク管理債権額は、前年度比 2,550 千円縮減の 10,997 千円であり、46,141 千円以下に抑制するという計画を達成することができた。</p> <p>融資業務研修会については、元居住者等で構成された団体である千島連盟の支部の代表者等と、融資業務実績及び融資計画、借入資格等全般について、参加者の理解の促進と意見交換を目的として千島連盟支部長・啓発推進員融資業務研修会を開催した。研修会では、業務方法書の改正内容と借入資格の承継手続について重点的に説</p>	<p>業務運営となるよう引き続き努められたい。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 旧漁業権者法の改正がなされ、平成 31 年 4 月 1 日に施行されることから、今後の主務省令の改正内容も踏まえ、主務官庁と連携しつつ、施行に向けた必要な準備を進められたい。</p>
-------------------	--	--	---	--	--

				明した。活発な質疑応答により参加者の理解を深めることができた。 法人資金の貸付については、平成20年度以降、取扱いを停止している。	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報



様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	一般管理費の削減		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0151

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標 期間最終年度値等）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報）当該年度までの 累積値等、必要な情報
一般管理費の削減率	対平成24年度比 7%削減	43,302千円	42,677千円 （対平成24年度比 1.4%削減）	42,061千円 （対平成24年度比 2.9%削減）	41,454千円 （対平成24年度比 4.4%削減）	40,856千円 （対平成24年度比 5.6%削減）	40,266千円 （対平成24年度比 7.0%削減）	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成29年度）における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度（平成24年度）に対して、7%削減する。	一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成29年度）における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度（平成24年度）に対して、7%削減する。	中期計画を踏まえ、一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）の削減を図るため、事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。	<p>&lt;主な評価指標&gt; 一般管理費の削減状況</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行したか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 一般管理費（人件費及び一時経費を除く）についても、平成29年度予算額は中期目標に基づき、前年度に対して590千円の効率化を図っており、削減目標7%の達成に向け計画どおりに削減を行った。</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 一般管理費については、事務連絡会議等における役職員の意思疎通、各種業務マニュアルの整備、ペーパーレス化の推進など様々な業務の効率化の取組を通じ、前年度に対して590千円の効率化を達成し、中期目標期間を通じた削減目標7%を達成した。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; 特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>	

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	業務経費の効率化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費の削減率	毎年度 前年度比 -1%	—	一般業務勘定 8,180千円の効率化 貸付業務勘定 170千円の効率化	一般業務勘定 8,367千円(1%)の効率化 貸付業務勘定 168千円(1%)の効率化	一般業務勘定 6,328千円(1%)の効率化 貸付業務勘定 167千円(1%)の効率化	一般業務勘定 6,693千円(1%)の効率化 貸付業務勘定 165千円(1%)の効率化	一般業務勘定 6,999千円(1%)の効率化 貸付業務勘定 163千円(1%)の効率化	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。	業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。	業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、中期計画を踏まえた効率化を図るため、各種支援事業等における節約を引き続き推進する。	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>業務経費の効率化状況</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>評価項目に記載された各種支援事業等における経費の節約を行ったか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>業務経費の効率化については中期目標に基づき、平成28年度予算額から1%の効率化を図った上で、新規事業を加えた予算額となっており、効率化に努めている。</p> <p><b>【一般業務勘定】</b></p> <p>○一般業務勘定 平成28年度予算額（699,845千円・一時経費除く）から1%（6,999千円）の効率化を図った。 また、協会内の連絡会議等において役職員の意思疎通を図り、事務の効率的、効果的な遂行に努めるとともに、各種業務マニュアルの整備、ペーパーレス化の推進などを行った。 県民会議等に対しては、事業実施場所の公的施設の利用の促進、各種事業の効果的な統合を呼び掛け、節約を要請するとともに、基本的な啓発資料・資材について、協会で一括作成し、提供するなど経費節減と効果的な事業の実施を図った。</p> <p><b>【貸付業務勘定】</b></p> <p>平成28年度予算額（16,280千円・借入金利息、貸倒引当金繰入等を除く）から1%（163千円）の効率化を図った。</p>		<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>業務経費の効率化については、県民会議等に対して、事業実施場所の公的施設の利用促進や各種事業の効果的な統合を呼びかけ、節約を要請するとともに、基本的な啓発資料・資材について協会で一括調達し提供するなどの取組を通じ、昨年度比1%の効率化を達成した。</p> <p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>業務経費の効率化については、長期にわたり真摯に取り組んできており、限界にも達していることから、今後は、第4期中期目標に定めた業務見直しを通じ、各事業の必要性、有効性、費用対効果を洗い出し、同中期目標が掲げる目標に直結する取組を集中的に行っていくことが重要。</p>

4. その他参考情報
------------

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	人件費の適正化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
主な指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていくこととし、給与水準についても、引き続き適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていくこととし、給与水準についても、引き続き適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていくこととし、給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には、その適正化に取り組む、その検証及び取組状況を公表する。	政府の方針を踏まえた人件費の見直し状況  <評価の視点> 国家公務員との比較指数を検証したか 検証結果及び取組状況を公表したか	<主要な業務実績> 役職員の給与に関しては、政府の方針（人事院勧告等）に準じて給与規程の改正を適宜行っている。 給与水準については、平成29年度における当協会職員給与水準と国家公務員給与水準の比較検証を行ったところ、国家公務員を100とした場合、当協会は、100.1であり、国家公務員の給与とほぼ同水準である。 また、当協会の比較対象職員が東京都台東区及び北海道札幌市に在勤していることから、特別区及び札幌市に在勤する国家公務員と比較した地域勘案のラスパイレス指数では94.6、学歴を勘案したラスパイレス指数では97.7、地域及び学歴を勘案したラスパイレス指数では93.0であり、いずれも国家公務員より低い水準となっている。また、この状況を協会ホームページで公表した。 また、福利厚生費についても規程に基づいた宿舍の事業者負担や法定に基づく健康診断など必要と認められる範囲においてのみの支出している。	評価 B  <評価に至った理由> 役職員の給与に関しては人事院勧告等に準じて給与規程の改正を適宜行っていると認められる。 また、協会職員の給与については、既定の算定方法に基づいて給与基準の指数を適正に算定し、国家公務員の給与水準と比較を行っている。その結果、国家公務員を100とした場合100.1であり、国家公務員より同水準となっている。また、協会事務所の立地が東京及び札幌にあること、高学歴者の割合等から、地域及び学歴を勘案した水準では、国家公務員より低い水準となっている。 加えて、結果について、協会ホームページで公表しているおり、中期目標に照らして要求水準及び内容を満たす成果であると言える。  <今後の課題> 特になし。  <その他事項> 特になし。	

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-4	一般競争入札の実施		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
一者応札・一者応募件数	0件	3件（24年度）	0件	0件	2件	2件	1件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
<p>契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査</p>	<p>契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。また、引き続き一者応札の縮減のため、「一者応札・一者応募にかかる改善方策」（平成21年6月協会決定）に従い、十分な公告期間の確保や、新規参入者を</p>	<p>契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。</p> <p>一般競争入札等の実施に当たっては、「契約監視委員会」の議論・点検見直し結果を踏まえ、競争性のない随意契約について一般競争入札への移行等の見直しを行うとともに、一者応札・一者応募の縮減のため、「一者応札・一者応募にかかる改善方策」（平成21年6月</p>	<p>一者応札・一者応募件数 随意契約等見直し計画（平成22年3月）に基づき、随意契約及び一者応札・一者応募の見直しを行うとともに、取組状況を公表したか</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施したか</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 随意契約によることができる場合の要件を明確に定めているか</p> <p>一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めているか。また、公告期間の下限を国と同様の基準としているか</p> <p>予定価格の作成・省略に関して、会計規程等において明確に定めるとともに、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、協会の「平成29年度調達等合理化計画」を策定し、ホームページにおいて公表している。</p> <p>「平成29年度調達等合理化計画」の実績等は、以下のとおり。</p> <p>【競争性のない随意契約】 平成26年度中に一般競争入札（総合評価落札方式）により複数年契約を締結し、4年目となる「独立行政法人通則法第39条による財務諸表等の監査契約」、また、当協会会計規程において随意契約が認められている（契約の性質上又は目的が競争を許さない場合）「北方四島交流等事業使用船舶『えとぴりか』の備船及び運航委託契約」、及び航空機に関する備船・運航委託契約（2回）のみとなったものと認められる。</p> <p>【一者応札・一者応募】 「一者応札、一者応募に係る改善方策」に従い、公告期間の長期確保や仕様書の改</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「平成29年度独立行政法人北方領土問題対策協会調達等合理化計画」を策定、公表したことが認められる。</p> <p>【競争性のない随意契約】 本法人の契約については、あくまでも一般競争入札を原則としており、競争性のない契約については、必要性を確認の上、限定的に運用を行った結果、以下のとおり、真にやむを得ない5件（「独立行政法人通則法第39条による財務諸表等の監査契約」、「四島交流等事業使用船舶『えとぴりか』の備船及び運航委託契約」、「『えとぴりか』の巡回研修事業に関する備船・運航委託契約」及び航空機による特別墓参における「航空機旅客貸切契約」（2回））のみとなったものと認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「監査契約」は、『独法改革の基本方針』において監査の質の向上のため同一会計監査人の複数年監査の導入が盛り込まれたことを受け、一般競争入札により平成26年度から平成29年度までの4年間の複数年契約を前提として候補者を決定している。各年度においては随意契約となるものの、事実上、事業者の決定はあくまでも一般競争入札によるものである。</li> <li>「四島交流等事業使用船舶『えとぴりか』の備船及び運航委託契約」は、「平成19年12月18日関係閣僚申合せ」に従い、協会が四島交流等事業実施に伴う備船及び運航の委託に関し、一般競争入札を実施し、船舶所有者と平成38年3月31日までの長期で「四島交流等事業に使用する船舶の調達並びに備船及び運航委託に関する協定書」を締結しているものであり、年度毎で見れば</li> </ul>	

<p>人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。また、引き続き、一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図るものとする。</p>	<p>考慮した仕様書の見直しなどを図る。</p>	<p>協会決定)に従い、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図るものとし、真に競争性が確保されるよう取り組むものとする。</p>	<p>確かかつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の基準としているか  総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等を整備しているか  事務の実施状況について継続的に検証を行っているか  審査体制の実効性を確保するために、審査担当から理事長に対し報告等を適宜行っているか  監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けたか</p>	<p>善などを行ったが、契約件数14件のうち1件が一者応札・一者応募となった。1件の契約案件については、参加希望があった者から事情聴取を行うなどの原因の分析を行っており、次年度以降の対応として、反映するよう努めていくこととしている。  <b>【重点的に取り組む分野】</b>  啓発施設に関する調達については、遠隔地での調達であることなどを踏まえ、地元関係機関等の理解と協力を得て、公告、説明会及び開札場所等の検討を行い、コストの節減、参入に努めることにした。  一者応札・応募の改善については、入札参加事業者が検討や準備に時間を要すると考えられるものについて、公告期間を出来るだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に公告を行うよう努めた。  <b>【調達に関するガバナンスの徹底】</b>  政府等から発せられた独立行政法人に対する随意契約等に関する通達及び調達等合理化計画、契約監視委員会の点検・見直し結果を踏まえ、競争性のある調達手続の実施に努めた。  また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に努めた。  契約事務の審査機関として、随意契約審査委員会、総合評価審査委員会、外部有識者等で構成される契約監視委員会などの審査組織を活用するなど、契約事務の適正化に努めた。  これらに基づき、内部決裁により十分な審査をするとともに、監事監査では、入札や契約行為が規程に従い適正に実施されているかどうか、契約書等の関係資料の監査</p>	<p>備船・運航契約を随意契約する形となるものの、事実上、事業者決定はあくまでも一般競争入札によるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「『えとぴりか』の巡回研修事業に関する備船・運航委託契約」は、当該船舶を使用して該当研修事業を実施するものであり、当該事業に必要な船舶の備船に係る契約について、こちらも年度毎に随意契約を締結するものではあるが、事実上、使用する船舶の決定は、あくまでも四島交流事業に使用する船舶の一般競争入札の結果によるものである。</li> <li>航空機による特別墓参における「航空機旅客貸切契約」(2回)は、航空機による特別墓参の訪問地である国後、択捉の空港を使用できる航空会社が一社のみであったためである。</li> </ul> <p><b>【一者応札・一者応募】</b>  当年度においては契約件数14件のうち1件(「平成29年度北方四島交流事業の実施における『ロシア語会議通訳・エスコート通訳業務等』」)が一者応札・一者応募となった。参加希望があった者から事情聴取を行うなどの原因分析を行っており、次年度以降の契約へ活かそうという姿勢は認められる。</p> <p><b>【調達に関するガバナンス】</b>  国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めた上で、契約事務の審査機関として随意契約審査委員会・総合評価審査委員会・契約監視委員会などを活用するとともに、監事監査において入札・契約についての適正性の監査を受け、会計監査人からも財務諸表監査の枠内で監査を受けるなど、調達手続き・契約事務の適正化に努めていることが認められる。</p> <p>&lt;今後の課題&gt;  一者応札・一者応募については、極力発生しないよう、引き続き、第4期中期目標期間においても様々な工夫を検討し、改善に努められたい。</p> <p>&lt;その他事項&gt;  特になし。</p>
--	--------------------------	--	---	---	--

				<p>や会計執行者等への聴取などを行った。また、会計監査人からは財務諸表監査の枠内において監査を受けている。</p> <p><b>【契約監視委員会の活用】</b></p> <p>契約監視委員会では、調達等合理化計画の策定及び当該年度の個々の契約案件の点検等を行った。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-5	内部統制		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にして、法令等を遵守しつつ業務を行い、協会に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、今後日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る。	「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にして、法令等を遵守しつつ業務を行い、協会に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、今後日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る。	内部統制・ガバナンス強化については、「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項等を踏まえ、法令等を遵守しつつ業務を行い、協会に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、内部統制に係る規程、監事監査の規程、理事長と監事の意見交換、会計監査人からの会計監査報告等の内容を職員に対して周知するなどして、業務を遂行する上での遵守義務を確認するなど、引き続き内部統制・コンプライアンスの充実・強	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>コンプライアンスの推進に関する規程を整備し、その徹底を図っているか</p> <p>定期的な部内連絡会議を実施し、日常的にモニタリングを行っているか</p> <p>財務諸表監査の枠内における会計監査人からの意見及び「コンプライアンス委員会」からの意見の聴取内容、会計監査人と理事長及び監事との意見交換の内容を職員に対し周知し、必要な対応を検討したか</p> <p>理事長は、協会の内部統制の現状等を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか</p> <p>理事長によるマネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか</p> <p>アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行いその結果を次期アクションプラン及び予算等へ反映しているか</p> <p>監事監査において、理事長のマネジメントについて検証を行うとともに、把握した改善点等について、</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>内部統制に関し、コンプライアンスの実践の徹底を図るとともに、関係法令及び内部規程等に関して、日常の業務において徹底して事務を推進するよう機会を捉えて、職員に注意喚起を行った。また、職員の意識向上を図るため、コンプライアンス研修を開催した。</p> <p>協会は、常勤職員15名（平成29年度末時点）と小規模な組織であるので、理事長への報告・連絡・相談の徹底を繰り返し喚起しているほか、定例の役員も出席する事務局（事務所）会議などを通じて、日頃より理事長が組織運営方針等を役員に伝えるとともに、現状をモニタリングするなど、常に理事長がリーダーシップを発揮できる環境づくりに努めている。</p> <p>協会法に明確に定められているミッション達成に当たり、常に法令遵守を徹底し、我が国の方針の転換及びロシアの対日政策の変更が最も大きなリスクとなるため、内的及び外的な環境変化には細心の注意を払い、変化があった場合には、直ちに主務府省や関係機関等と密接に連絡を取り、適切に対処している。</p> <p>理事長のマネジメントの推進のため、中期計画（5年間）と毎年度設定する年度計画をブレークダウンした各部署のアクションプランを詳細に設定し、そのモニタリングについては、業務全般については総務担当、会計業務については会計担当が実施している。ま</p>	<p>評価</p> <p>C</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>以下の内容を総合的に勘案し、評価は「C」とした。</p> <p>コンプライアンス規程の整備、コンプライアンスに関する役員向け研修の実施、コンプライアンス遵守について定期的に開催する連絡会議の場における職員への注意喚起など、法令遵守の徹底に努める日頃からの取組は認められる。</p> <p>しかしながら、元嘱託職員から時間外労働の未払賃金請求を受け、未払賃金を支払うという事案が発生した。当該事案に対しては、嘱託職員の超過勤務手当について疑義が生じないよう必要な規程の改正を行い、再発防止に努めたことが認められたことも踏まえ、内部統制の項目別評価はCと評価した。</p> <p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>時間外労働の賃金未払い事案を重く受け止め、新理事長の下で、引き続きコンプライアンスの徹底が求められる。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>	

		化を図る。	<p>理事長及び関係役員に対する報告をしているか</p>	<p>た、一つのプラン終了ごとに結果を報告させ、検証を行い次年度のアクションプランの策定、実施に反映すべく努めている。</p> <p>また、中期計画等の策定過程、進捗管理体制、進捗状況のモニタリング等を規定する「中期計画等の策定及び評価に関する規程」に基づき、「中期計画等進捗管理及び評価委員会」を開催し、中期計画の進捗状況、平成28年度業務実績及び第3期中期目標期間見込評価についての状況把握・検証を行い、中期計画等の進捗の把握に努めた。</p> <p>理事長は、内部統制の現状を把握するため、事務局長から定期的に報告を受けている。また、事務局長は、各課等の責任者から定期的に内部統制の現状等の報告を受ける仕組みとしている。</p> <p>また、コンプライアンス規程に基づくコンプライアンス委員会を開催し、外部有識者を含めた委員の意見を聴取し、活発な意見の交換を行い、委員からアドバイスをいただいた。</p> <p>さらに、理事長は会計監査人及び監事とのディスカッション並びに意見交換などのあらゆる機会を通じて内部統制の現状の把握とコンプライアンスの浸透に努めている。</p> <p>なお、理事長のマネジメントを検証する監事による監査は、監事が日常より理事長を始めとする役職員と密接なコミュニケーションを図りつつ現状と実情の把握に努めており、監事監査の際にも各担当から実情の聴取、決裁書類、保有個人情報等の管理状況、情報セキュリティ等の監査を行い、監査の結果は理事長を始め役員に報告している。</p> <p>また、通則法改正（平成27年4月施行）に伴い、監事の機能強化等による法人内部のガバナンスの強化が図られたことに伴い、理事長と常時意思疎通を図るとともに、会計監査人との連携、業務執行の意思決定に係る文書の閲覧・調査等を行い、理事長のマネジメントに関する検証を行っている。</p>	
--	--	-------	------------------------------	---	--



#### 4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-6	運営費交付金金額策定		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で有効かつ効率的な業務運営を行うこと。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>運営費交付金について、債務残高を踏まえ、厳格に算定を行ったか</p> <p>決算情報・セグメント情報の公表の充実を含め、財務内容等の一層の透明性の確保がなされたか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>運営費交付金債務残高を踏まえ、厳格に算定するとともに、会計監査人及び監事により監査を受けた財務諸表及び決算報告書により、法人全体の決算情報のほか、一般業務勘定及び貸付業務勘定に区分したセグメント情報を法令等に基づき、官報、ホームページなどで公表するとともに、事務所に常設するなどの公表を行うことにより、公表の充実及び財務内容の透明性の確保に努めた。</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>運営費交付金については、中期計画に記載されている算定ルールに基づき算定されている。また、財務内容については官報、協会ホームページなどで公表するとともに、事務所に常設するなど、公表の充実及び財務内容の透明性の確保に努めていると認められる。</p> <p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>	

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
III-1	一般業務勘定		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金限度額	5千万円	—	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で有効かつ効率的な業務運営を行うこと。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れることができることとし、その限度額を年間5千万円とする。	運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れることができることとし、その限度額を5千万円とする。	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 運営費交付金に係る短期借入金額</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 短期借入金の借入を行う理由とその用途は適正か 短期借入金の金額は適正か</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 該当なし</p>	<p>評価 ー</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 短期借入金がないため、評価の対象外。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; 特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>	

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
III-2	貸付業務勘定		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金限度額	年間 14 億円以内	—	7億9,000万円	7億4,000万円	5億3,000万円	4億5,000万円	4億500万円	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で有効かつ効率的な業務運営を行うこと。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間14億円とする。	貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 貸付事業に係る短期借入金額</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 短期借入金の借入を行うこととした理由、その用途は適正か 短期借入金の金額は適正か</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 貸付業務勘定においては、実際の資金繰り状況に合わせて効率的に資金調達をするために長期借入金（無担保扱い）をするまでの「つなぎ資金」として借り入れた。資金計画では、10億1,000万円の借入を予定していたが、実績では、資金繰り上最低限必要であった4億500万円を借り入れた。 これにより短期借入金利息の支払いを節減することができた。</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 貸付業務勘定においては、実際の資金繰り状況に合わせて効率的に資金調達をするために長期借入金（無担保扱い）をするまでの「つなぎ資金」として借り入れており、毎年度、資金計画で予定していた額より少ない額を借り入れ、これにより、短期借入金利息の支払いを節減することができたことが認められる。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; 特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>	

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1	重要な財産の処分等に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報	
長期借入金の借入先金融機関への担保に供する基金資産額	10億円	—	10億円	10億円	10億円	10億円	10億円		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で有効かつ効率的な業務運営を行うこと。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 担保に供する基金資産額</p> <p>&lt;その他の指標&gt; 担保の差入れ先の選定は妥当か</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 担保の提供方法は妥当か 低利な資金調達が可能となっているか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 設立時に国から交付された10億円の基金については、長期借入金取引のある民間金融機関において預入期間1年の定期預金で運用し、借入金の担保に供している。資金調達を安定的に行うこと等を念頭に様々な業態から選定しており、現在の預入先は、北洋銀行4億円、北海道信漁連2億5,000万円、信金中央金庫1億960万円、三菱UFJ銀行1億円、大地みらい信用金庫1億4,040万円としている。貸付金原資の確保のために毎年継続的に長期借入金を行うことが想定されることから、担保の提供方法は、根質権としている。</p> <p>平成29年度においては、担保差入金額までの長期借入金については、預入利率プラス0.5%の0.510%、それ以外の長期借入金については、長期プライムレートの1.000%という低利率で資金調達することができた。</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 対象者に対する融資業務の遂行に必要な資金の財源に充てるための基金として国から交付された10億円については、低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し担保として供している。その内訳としては北洋銀行4億円、北海道信漁連2.5億円、信金中央金庫1.1億円、三菱UFJ銀行1億円、大地みらい信用金庫1億円となっており、資金調達を安定的に行うこと等を念頭に様々な業態から選定していることから、差入れ先の選定は妥当である。</p> <p>また、提供方法についても、継続的な長期借入金の借入れを想定して根質権を設定するなど安定的な資金調達を企図しており、妥当であると認められる。担保に供する金額についても中期計画等の記載と同水準である。</p> <p>これらのことから、計画等に照らして要求内容を満たすものであると認められる。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; 特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>	

4. その他参考情報
------------

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-2	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で有効かつ効率的な業務運営を行うこと。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	職員の研修機会を設けたか  <評価の視点> 剰余金の使途は適正か	<主要な業務実績> 該当なし	評価	—
					<評価に至った理由> 剰余金がないため、評価の対象外。  <今後の課題> 特になし。  <その他事項> 特になし。	

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-3	施設及び整備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
	羅臼国後展望塔について必要な改修を行う。	該当なし	該当なし	<主要な業務実績> 該当なし	評価	—
					<評価に至った理由> 平成 26 年度に実施済みにつき、評価の対象外。  <今後の課題> 特になし。  <その他事項> 特になし。	

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-4	人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
<p>業務の重要度と優先順位を踏まえ、職員の適正な配置を行うことにより、業務の効率化を図る。</p> <p>また、事業の円滑な実施のため、職員のロシア語習得の推進に努め、職員を採用する際にはロシア語のスキルも考慮した募集を行うこと等の措置を講じるものとする。</p>	<p>① 方針</p> <p>職員の適性を的確に把握し、適性に応じた人員配置を行う。</p> <p>業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。特に、職員のロシア語習得の推進に努め、職員を採用する際にはロシア語のスキルを考慮した募集を行うこと等の措置を講じるものとする。</p> <p>② 人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員数は、期首を上回らないものとする。</p>	<p>職員の適性を的確に把握し、適材適所の人員配置に努める。</p> <p>業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。また、職員のロシア語習得の推進に努める。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>職員の適性に応じた人員配置がされているか</p> <p>職員のロシア語習得の推進や各研修会への派遣など業務上必要な知識・技術向上を目指しているか</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>職員の適正な配置を行うことにより、業務の効率化を図れているか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型（フラット）の組織を目指し、組織の見直し、両勘定間の連携強化及び効果的、効率的事業の推進のための検討を行った結果、平成17年4月に組織規程の改正を行い、課制（事務局総務課を除く）を廃止し、スタッフ制を採用しており、職員の適正を見極めながら人員配置を行うよう努めた。</p> <p>組織見直しの結果によるスタッフ制の導入を受け、より機能的な組織運営及び業務遂行能力の一層の向上を図るためには、職員一人一人の能力向上が欠かせないことから、各種研修会に職員を積極的に派遣し、職員の能力の向上を図った。その結果、研修で学んだことを活かすことによって、事務の円滑な遂行かつ業務効率の向上を図っている。</p> <p>また、平成30年度からの勤務となるが、ロシア語の素養のある職員等を新たに採用した。</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>極めて限られた人数の中で、スタッフ制を採用し、人員の配置については、事業ごとの内容を検証しつつ、業務への対応状況や語学力等、能力の適性を見極めながら適切な配置を行っている。</p> <p>また、職員のロシア語習得の推進や、各種研修会への職員の積極的な派遣などにより、職員の能力向上の推進に努めるほか、ロシア語の素養のある職員の採用など、最大限の努力を行っている認められる。</p> <p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>	

4. その他参考情報



様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-5	中期目標期間を超える債務負担		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
	中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	中期目標期間にわたっての契約状況	<主要な業務実績> 該当なし	評価 ー <評価に至った理由> 次期中期目標期間にわたって契約を行っていないので評価対象外。  <今後の課題> 特になし。  <その他事項> 特になし。	

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-6	情報セキュリティ対策		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る。	政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る。	政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る。	<p>情報セキュリティ対策の実施</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 情報セキュリティ対策の向上が図られているか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 情報セキュリティへの意識の向上を図るための各種の研修の実施・参加を行った。また、情報セキュリティ対策の向上を図るため、関係府省等からの通知や政府の基準に沿って新たに策定し直した情報セキュリティポリシー等を周知・徹底するとともに、これを踏まえ、緊急時の措置、連絡体制等、情報セキュリティ対策について改めて確認し、今後の対策の検討を行っている。</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 政府の方針を踏まえ、職員に対して情報セキュリティの研修（内部研修、外部研修）を行うなど、職員の意識向上に努めたと認められる。 また、政府の方針を職員等全員に周知・徹底するとともに、これらを踏まえ、緊急時の措置、連絡体制等について改めて検討を行うなど、研修の実施を含む個人情報の適切な管理等のための体制を整備・強化したことにより、セキュリティ対策の向上を図ったと認められる。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; 特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>	

4. その他参考情報